日本アンチ・ドーピング規律パネル決定（理由書）

2016-007 事件
競技者氏名： X
競技種目 ： フットボール

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 29 年 1 月 6 日
日本アンチ・ドーピング規律パネル
副委員長 宍戸 一樹

聴聞パネル決定（理由書）

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 28 年 11 月 2 日及び同年 12 月 15 日に開催された各聴聞会（以下「本聴聞会」と総称する。）の結果に基づき、平成 28 年 12 月 20 日、本事件に関して、下記のとおりの決定を下したが、当該決定の理由については以下〔理由〕記載のとおりである。

平成 29 年 1 月 6 日

宍戸 一樹
塚越 克己
村山 正博

記

〔決 定〕

- 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、平成 28 年 9 月 25 日（検体採取の日）から同年 10 月 21 日（暫定的資格停止期間の開始日）までに獲得された競技者のすべての個人成績（2016 明治安田生命 J1 リーグ 2nd ステージ第 13 節における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- 本規程 10.2.2 項及び同 10.5.1.1 項に従い、資格停止期間を伴わない譴責とする。

〔理　由〕

- 平成 28 年 9 月 25 日に実施された競技会検査において競技者から検出された物質メチルヘキサンアミン（methylhexaneamine）は、2016 年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S6.興奮薬」において禁止物質とされているため、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。競技者は、その後 B 検体についての分析を要求したが、平成 28 年 10 月 29 日付で株式会社 LSI メディエンスから提出された報告書（Test Report）によれば、上記の当初検出結果を追認するものであったことが認められる。なお、競技者は、本聴聞会（暫定聴聞会を含む）において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても最終的には争わなかった。
- そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）の違反が認められ、同 9 条及び同 10.8 項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された本件競技者のすべての個人成績（2016 明治安田生命 J1 リーグ 2nd ステージ第 13 節における競技成績を含む。なお、同競技会を「本件競技会」という。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪されると考えるのが相当である。
- また、上記検出物質は「禁止物質」に該るものである一方で、禁止表における「特定物質」でもあるところ、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）、競技者本人の証言及び平成 28 年 11 月 1 日付意見陳述書Ⅰ、競技者代理人から提出された同年 12 月 8 日付上申書、同年 12 月 15 日付主張書面及び競技者が所属するフットボールチーム（以下「本件 FC」という。）のチームドクターであるA医師の証言及び同医師名義にかかる同年 11 月 1 日付意見陳述書Ⅱ・同年 11 月 2 日付意見陳述書Ⅱ追記、
株式会社 B 代表取締役社長 C 名義にかかる同年 12 月 15 日付上申書、
株式会社LSIメディエンス作成にかかる同年12月7日付試験報告書その他の各提出証拠、
JADA から提出された各文書（Doping Control Form 等）並びに本聴聞会の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1)　今回検出されたメチルヘキサンアミンは、競技者がビタミン摂取を目的として日常的に服用していたサプリメント（LIFE STYLE エグゼクティブチョイス　ナチュラルビタミンデイリーパック（6 種各 1 粒入り）、以下「本件サプリメント」という。）に含有されるものであったことが合理的に推認される。

(2)　この点、競技者は、本件サプリメントについては、平成 27 年 1 月ころから本件競技会の前々日である平成 28 年 9 月 23 日までの間にかけて、ほぼ毎日 1 回ずつの頻度で摂取していたものであるところ、本件サプリメントは、本件 FC によって「世界アンチ・ドーピング機構が定める禁止物質が混入していないことが確認されたもの」として推奨された製品の一つであって、かつ、本件サプリメントのラベルの表示上も禁止物質の含有を疑わせるような記載はなく、当該サプリメントに禁止物質が含まれていることについて全く思いも至らなかった等と述べている。
しかしながら、本規程 10.4 項の解説においても明示されているように、「競技者は自らが摂取する物に関して責任を負う（本規程 2.1.1 項）とともに、サプリメントの汚染の可能性に関しては競技者に対して既に注意喚起がなされている」のであり、「ビタミンや栄養補助食品の誤った表記や汚染が原因となって検査結果が陽性になった場合」においては競技者に過誤又は過失が全くなかったとは言えないのであって、本件の競技者についても同様に、本件の競技者が摂取していたサプリメントのラベル上は禁止物質の存在を窺わせるような記載がなかった場合であるとか、たとえ競技者が摂取していたサプリメントが通常は禁止物質を含まないものであり、今回の服用の対象となった製品（或いは製造ロット）においてのみ禁止物質が混入していたものであったという場合であっ

ても、本件の競技者もまたサプリメントの汚染の可能性については一般的に注意喚起を受けていたことが認められることから、本件の競技者には過誤又は過失が全くなかったということはできない。

(3) 他方で、本件サプリメントは、上述のとおり、本件 FC によって「世界アンチ・ドーピング機構が定める禁止物質が混入していないことが確認されたもの」として推奨された製品であったところ、当該サプリメントのパッケージにおいても「この製品はドーピング規定に違反する成分は一切使用していません」という文言が明記されていた。また、本件 FC においてサプリメントを推奨するに際しては、あらかじめチームトレーナーから製造業者及び輸入元に対しその成分につき問い合わせを行い、禁止物質が混入していない旨の明確な回答を得た上で、チームドクターの承諾を得るものとされており、本件サプリメントについても同様の手続が履践されていた。加えて、本件サプリメントについてはその先行製品の時代も含めると、本件 FC がその推奨を開始した平成 6 年頃以降（本件サプリメントそのものについては平成 22 年 11 月以降）本件の検体採取結果が判明するに至るまでの間、長期間にわたって同チームに所属する複数の選手がこれを購入・使用していたにもかかわらず、これを原因とするドーピング規則違反が発生した事例は皆無であった。

これらの事情に鑑みれば、競技者としては本件サプリメントに禁止物質が含まれていないと誤信したことにも相当な理由があったと言える。なお、本件の競技者は、本件のドーピング検査時点にドーピング・コントロール・オフィサーに対して提出したドーピング・コントロール・フォームにおいて「ビタミン」と記載し、自己が本件サプリメントを摂取していたことを明示的に申告している。

(4) また、本件サプリメントを本件の競技者を含むチーム所属選手らに推奨していた本件 FC においても、上記のとおり本件サプリメントの推奨に先立って、製造業者への問い合わせやチームドクターによる確認等の措置を講じてきたほか、チーム所属選手らに対し、サプリメントを摂取する場合には、本件 FC が推奨したものを服用するよう要請し、本件サプリメントについても本件 FC が各選手らに代わって一括購入の手続を行っていたという事情もある。これらの本件 FC の一連の行為は、あくまでも本件の競技者をはじめとするチーム所属選手をドーピング規則違反から守るために企図され実施されてきたものであると認められるところ、かかる本件 FC の（チームドクターも含めた）積極的な関与を踏まえてもなお、サプリメントの取得はチーム所属選手の自己責任であると突き放すには、厳格責任を謳う本規程の趣旨を踏まえてもなお躊躇を覚えるところである。

(5) 以上の点も勘案すると、上記のとおり、競技者には過誤又は過失がないと認めることはできないものの、重大な過誤又は過失はなかったと認めることができる。

・ 以上の各事情及び今回の違反が 1 回目の違反であることからすれば、本規程 10.5.1.1 項の定めに基づき、競技者の上記の過誤の程度を総合考慮の上で、競技者に対する制裁措置は、本件が例外的事例であるという認識の下、資格停止期間を伴わない譴責とするのが相当である。

・ 本件では、競技者に対し、JADA 担当者による平成 28 年 10 月 21 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.2 項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては同年 11 月 2 日に暫定聴聞会が開催されている。）が、上記のとおり本件の競技者に資格停止処分が課されないこととなった以上、当該暫定的資格停止は本決定の日である平成 28 年 12 月 20 日でもって当然にその効力を失うことになる。

以上より、上記の決定をするに至った。

以　上